除排雪に関する各種制度を利用ください

●町内会排雪事業
町内会等が排雪を行う際に、事業費の5分の1に相当する経費負担で実施できる制度です。
申込期間　12月1日(月)～令和8年1月9日(金)

●市道排雪モデル事業に対する補助
運搬排雪を自主的に行う地域住民組織などの団体に、最大で事業費の2分の1の額を補助します。
申込期間　12月1日(月)～15日(月)

●私道排雪補助
私道の除排雪をしている団体に、最大で事業費の4分の1の額を補助します。
申込期限　11月28日(金)

【共通事項】
申込　問合先窓口で申し込み。
問土木課TEL28―8037

11月は「児童虐待防止推進月間」です

こどもたちの笑顔を守る、温かい地域社会を作っていきましょう。

●あれって虐待かもと思ったら
こどもが自分からSOSを出すことはとても勇気のいることです。近所のこどもの様子がいつもと違うなど、「気になることがあるとき」には、ためらわずに相談窓口に連絡してください。あなたの勇気と優しさがこどもへの支援の第一歩となり、救われるこどもがいます。匿名での相談も可能で秘密は守られます。

連絡先
▽児童相談所全国共通ダイヤル　TEL189（いちはやく）
▽岩見沢児童相談所　TEL0126―22―1119
▽緊急の場合は滝川警察署　TEL24―0110

●子育て、一人で抱え込まないで
ご自身が出産や子育て、しつけに悩んだときは、一人で抱えず、気軽に相談してください。悩みや心配事を聞き、一緒に解決策を考えます。
▽妊娠期から子育て期（学童含む18歳まで）の相談窓口　こども家庭センター（市公式ホームページID：2048）
▽親子のための相談LINE（こども家庭庁）はこちらから　↓
問こども家庭センターTEL23―5217

市・道民税の特別徴収の完全指定および給与支払報告書（総括表）の送付について

事業主は、地方税法の規定により、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務付けられています。

●個人住民税の特別徴収とは
所得税の源泉徴収と同様に、従業員の個人住民税を毎月の給与から天引きし、市に納入する制度です。

●対象の事業所について
特別徴収を実施する義務があると思われる事業所には、11月中に総括表を送付します。従業員の給与支払報告書（個人別明細書）とともに提出し、令和8年度からの特別徴収の準備をお願いします。
総括表が届いていない事業所についても、従業員に市・道民税が課税される場合には、原則特別徴収の方法により市・道民税を納めていただくことになります。
提出先　令和8年1月1日現在従業員の住民登録がある市町村
提出期限　令和8年2月2日(月)
問税務課TEL28―8019

犬の飼い方のルールとマナーについて

○犬の放し飼いは、やめましょう
放し飼いをしないことは、飼い主の基本ルールです。
犬の放し飼いは、「滝川市畜犬取締り及び野犬掃討条例」により禁止されています。
敷地外に放たれないよう対策し、道路や公園、河川敷などで散歩させるときは、必ずリードを使用して他人の迷惑にならないようにしましょう。
放れた犬は野犬とみなし、捕獲されることがあります。
○犬のふんは、持ち帰りましょう
散歩時に犬のふんを持ち帰ることは、飼い主として最低限のマナーです。
○飼育場所を清潔にしましょう
近所に不快感を与えないように、また犬の健康のため、飼育場所は、常に清潔にしましょう。
○犬にむだ吠えをさせないようにしましょう
犬のむだ吠えは、近所迷惑となります。吠える原因となるものを除き、愛情をもって根気よくしつけることが大切です。
問くらし支援課TEL28―8013

税を考える週間

11月11日(火)から17日(月)までは「税を考える週間」です。税の意義や役割についての理解を深めてもらうため、税の無料相談会を実施します。

●税の無料相談会
日時　11月12日(水)　10時～12時、13時～15時
場所　市役所3階　301会議室
相談員　市内税理士
対象税目　所得税、相続税、贈与税

●電話による無料相談
日時　11月14日(金)　10時～15時
相談先　市内各税理士事務所
※詳しくはお問い合わせください。
問滝川税務署TEL22―2191

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。
DVや性暴力に気づいた時や、相談された時は、ひとりで抱え込まずに相談してください。
年齢・性別を問わず相談できます。
相談先　DV相談ナビ#8008（はれれば）　性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター#8891（はやくワンストップ）
問くらし支援課TEL28―8012

家屋の新築・増築・改築および取り壊しの届け出について

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日現在、市内の土地や建物を所有している方に対して課税されます。
法務局に登記されていない家屋を今年中に新築・増築・改築または取り壊しをしたときは税務課に届け出が必要です。
▼家屋を新築・増築・改築したとき（車庫・物置なども含む）
翌年度より課税となりますので税額を算出するために評価します。
届け出がない場合は、さかのぼって課税されることがあります。
▼家屋を取り壊したとき（車庫・物置なども含む）
翌年度の課税から除くために現地確認をします。
届け出がない場合は、翌年度も引き続き課税されることがありますのでご注意ください。
※詳しくはお問い合わせください。
問税務課TEL28―8020

「ねんきん月間」および「年金の日」

日本年金機構では、公的年金制度に対する理解を深めていただくために、毎年11月を「ねんきん月間」とし、11月30日を「年金の日」としています。

●年金に関するご相談
ご自身の年金記録や受給見込み額について相談を希望する方は砂川年金事務所（予約受付専用TEL0570―05―4890）に予約のうえ、ご相談ください。
※相談希望日の1か月前から前日まで受け付けます。また、相談の際は年金手帳等をご用意ください。

●国民年金について学ぶための動画を視聴できます
日本年金機構ホームページ→年金の制度・手続き→「年金について学ぼう」に掲載しています。
問保険医療課TEL28―8016

ガス缶、スプレー缶ごみの出し方

燃やせないごみにガス缶、スプレー缶の混入による、ごみ収集車の火災が発生しています。分別を誤ったごみの混入は、ごみ収集車の故障原因となるほか、ごみの収集が遅延するなど円滑なごみ処理ができなくなります。特定品目であるガス缶、スプレー缶をごみとして出す場合、次の点にご注意ください。
○使い切ってください。
○屋外の火の気のない安全な場所でガス抜きをしてください。
○燃やせないごみではありません。
○指定のごみ袋はありませんので、透明または半透明な袋に入れて、粗大ごみの日（各地区月1回）に出してください。
問くらし支援課TEL28―8013

福祉

歳末たすけあい見舞金の申請

滝川市共同募金委員会が実施する「歳末たすけあい募金運動」に寄せられた善意を、歳末たすけあい見舞金として、高齢者などの介護をしている世帯や重度の心身障がい児がいる世帯、そのほかさまざまな事情から経済的にお困りの世帯へ贈呈します。
詳しくは折り込みの「ふれあう社会」をご覧ください。
問社会福祉協議会TEL22―2397

ごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額

市では次の世帯を対象に、ごみ処理手数料・し尿処理手数料の福祉減額を行っています。
ただし、ごみ処理手数料については、令和7年度未申請の方に限ります。
減額対象世帯
○生活保護等世帯
○70歳以上の単身世帯で、令和7年度の市町村民税が非課税の世帯
○母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭または父子家庭で、次のア～エのいずれかに該当する子を扶養し母親または父親の収入のみで生計を維持している令和7年度の市町村民税が非課税または均等割のみ課税の世帯
ア　満20歳未満の子
イ　身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている子
ウ　療育手帳A判定の交付を受けている子
エ　精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている子
※市税、し尿処理手数料の完納が条件となります。
※申請方法等詳細は市公式ホームページ（ごみ・ページID：1762）（し尿・ページID：1772）をご覧ください。
問くらし支援課TEL28―8013

健康

歯周病歯科検診

日時　12月11日(木)　13時～14時
場所　保健センター
内容　歯科医師による歯科検診、歯科相談、歯周ポケット測定、歯科衛生士による歯磨き指導、唾液検査、75歳以上の方には舌や飲み込みなどの機能検査
※使用する歯ブラシ、フロス、歯間ブラシ等は差し上げます。
対象　成人の方（特に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方）
参加料　520円（歯ブラシ代を含む）
申込　12月9日(火)までに保健センター窓口または電話で申し込み。
問健康づくり課TEL24―5256

料理づくりのつどい

日時　①11月27日(木)、②12月18日(木)　10時～12時30分
場所　まちづくりセンター
内容　テーマに合わせた料理を作ります。①しっかり食べてかぜ予防　②冬の味覚を楽しもう
対象　65歳以上の市民
定員　9人
参加料　500円
持ち物　エプロン、三角巾、飲み物
申込　①11月25日(火)　②12月16日(火)までに保健センター窓口または電話で申し込み。
問健康づくり課TEL24―5256